

意見陳述メモ

想田和弘

私は1993年からアメリカ合衆国のニューヨーク市に居住する、日本国民です。日米を行き来しながらドキュメンタリー映画を撮り、世界各国で公開する仕事をしています。現在、岡山県で撮った「港町」と、アメリカ・ミシガン州で撮った「ザ・ビッグハウス」という2本の作品が日本全国で劇場公開中なので、そのプロモーションのため一時帰国しております。

93年に渡米した際にとっても驚いたのは、日本の主権者であるにもかかわらず、海外に在住する私たちには日本の選挙権が与えられていないということでした。しかしその問題は、2005年最高裁判所による違憲判決を経て、国政選挙に限っていえば、選挙権という主権者にとっては当然かつ大事な権利が、ようやく保障されるようになりました。

在外選挙ができるようになってから、私は一度も欠かさずに投票をしてきました。なぜならそれが、日本の主権者としての権利であり責任だと考えているからです。

しかし、いまだになぜか、地方選挙の選挙権は保障されていません。現在国政選挙では本籍地を元に選挙区で選挙ができる状況に鑑みれば、とても不当なことだと感じています。

そしてさらに不当なのは、最高裁裁判官の国民審査権が、なぜか私たちからは剥奪されたままの状態であることです。少し工夫すれば比較的容易に解消できる瑕疵であるにもかかわらず、主権の行使という極めて重大な権利に関する手続きがこれまで正されてきていないのは、許されざる政治の怠慢であると言わざるを得ません。

先日本件の訴訟を提起し、そのことがメディアで取り上げられた際、ソーシャルメディアではこんな趣旨の声も聞かれました。

「海外に住んでいるのだから、権利が制限されるのは当然だろう。欲張るな」

こうした発想はもしかしたら一般的なものであり、そのために国民審査権もなかなか正常化されないのかもしれませんが、とてもおかしい意見だと思います。

まず、海外に在住しようが、私たちは日本の国籍を有する主権者です。その権利が不当に制限されてよいはずがありません。これは私たちの人権の問題で

す。

また、周知の通り、日本という国は、いや、日本に限らず現代のあらゆる国々は、他国との関わりを絶ったら存続できない存在です。そして他国とのつながりや交流を継続したり活性化するためには、日本に住む日本人だけでなく、海外に住んで活動する日本国民の存在も必要です。これは政治、経済、芸術を問わず、あらゆる分野のことにいえることでしょう。にもかかわらず海外在住者を二等国民のごとく扱い、その権利を制限して罰することは、この国のためにも決してプラスだとはいえません。

私のような海外在住邦人は、約 100 万人いると言われています。今回の原告は 5 名にすぎませんが、私たちの背後には、不当に権利を制限され続けた 100 万人の日本国民がいます。

私は今日、100 万人を代表するつもりで意見陳述に参りました。違憲状態を 1 日も早く正し、国民審査権の正常化を促すご判断をぜひとも下さるよう、お願い申し上げます。

以上